

三重県知事 宛て

申請者 住所(所在地)
事業所名
代表者職氏名

中小企業支援「新たな日常」対応補助金交付申請書

年度中小企業支援「新たな日常」対応補助金の交付を受けたいので、中小企業支援「新たな日常」対応補助金交付要領第6条の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 補助事業名

2 交付申請額 _____ 円 ※別紙 事業計画書3(3)と同額

3 目的及び内容 別紙 事業計画書のとおり

4 関係書類

- (1) 法人に係る定款及び登記事項証明書(写し可)
 - (2) 最新の財務諸表の写し(貸借対照表、損益計算書等)
 - (3) 県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類
 - (4) 税務署が発行する納税証明書(納税証明書その3 消費税及び地方消費税)
- ※(3)、(4)は発行日が6カ月以内のものに限る(写し可)。

5 連絡先

所属	
担当者職・氏名	
電話番号	
F A X	
E - m a i l	

事業計画書

1 企業等の概要

(1) 企業の名称等

名称			
法人番号			
設立年		資本金	
業種		従業員数	
<p>※該当する方に<input checked="" type="checkbox"/>をしてください。 (中小企業支援「新たな日常」対応補助金交付要領第3条(末尾に掲載)参照) <input type="checkbox"/>: 中小企業者 <input type="checkbox"/>: 小規模企業者</p>			

(2) 主な事業内容 ※会社概要(パンフレット)等の添付で記載省略可

①主要製品及び特長
②売上構成
③主要取引先
④その他

(3) 役員一覧

役職名	氏名	フリガナ	生年月日(西暦)			性別
			年	月	日	

2 事業内容

(1) 事業分類

①取組内容(補助区分)

- : DX等による経営革新に向けた試作開発・高度化支援
: DX等による経営革新に伴う知財出願等支援

：企業・部門間データ連携等D X推進支援

：D X牽引モデル企業の育成支援

該当する取組内容にをしてください。

(2) 補助事業名 ※採択後のホームページ等で公表する場合があります。

(3) 事業計画の概要 (200 文字程度)

※ D Xを推進することで、どのように、新たな製品開発、経営革新等につながるか等について記載してください。

(4) 具体的な取組内容

(5) 事業スケジュール・実施体制

事業完了予定： _____ 年 ____ 月 ____ 日

(6) D X推進等に向けた考え方

①本事業の取組成果が活用できる場面

②企業方針（又は経営層の意識）に対する本事業の位置づけ

3 支出計画書

(1) 収入

本補助金	円
自己資金	円
その他 ()	円
計	円

(2) 支出

経費区分	補助事業に要する 経費 (税抜き)	補助対象経費 (税抜き)	負担区分	
			本補助金	自己資金他
①備品購入費	円	円	円	円
②原材料費・ 消耗品費	円	円	円	円
③外注加工費・ 委託費	円	円	円	円
④使用料・ 賃借料	円	円	円	円
⑤クラウドサー ビス利用料	円	円	円	円
⑥産業財産権 関連経費	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

注1 経費については消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入してください。

(3) 補助金交付申請額

円

注1 交付申請額は、千円未満切り捨てとしてください。

(参考)

中小企業支援「新たな日常」対応補助金交付要領（抜粋）

第3条 この要領において、「中小企業者」とは次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定するもの
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体及び特別の法律によって設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体
- (3) 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第22条の規定により設立された社団法人であつて、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1項に規定する中小企業者である団体
- (5) 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律40号）第2条の規定により設立された有限責任事業組合
- (6) 中小企業者によるグループ（規約と責任者が定められており、構成員の2分の1以上が本条（1）の中小企業者及び（3）の組合であるものに限る。）

2 この要領において「小規模企業者」とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいうものとする。

中小企業基本法（抜粋）

第2条 この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

2～5（略）